

平成25年度第2回

新宿区みどりの推進審議会小委員会議事録

平成25年6月13日（木）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

平成25年度第2回新宿区みどりの推進審議会小委員会議事録

平成25年6月13日（木）

午後5時57分～午後6時46分

区役所第一分庁舎6階 研修室A

1 開 会

2 審 議

保護樹木の指定解除について

3 その他

連絡事項など

4 閉 会

○配付資料一覧

資料1 保護樹木の指定解除について

資料2 新宿区みどりの推進審議会小委員会委員名簿（第11期）

参 考 新宿区みどりの推進審議会小委員会について

参 考 新宿区みどりの条例・同施行規則（保護樹木抜粋）

参 考 新宿区みどりの基本計画（回収資料）

参 考 新宿区みどりの実態調査報告書（第7次）（回収資料）

小委員会委員 7名

委員長 熊 谷 洋 一 委 員 興 水 肇

委 員 金 田 宣 紀 委 員 渡 辺 芳 子

委 員 福 田 雅 人 委 員 椎 名 豊 勝

委 員 越 野 明 子

◎はじめに

みどり公園課長 それでは、定刻より少し早いですけれども、ただいまから平成25年度、第2回新宿区みどりの推進審議会小委員会を始めさせていただきます。

私は、本日事務局を務めさせていただきます、みどり公園課長の吉川でございます。よろしくお願いいたします。

小委員会につきましては、4月23日に第1回を開催したところでございますけれども、新たに保護樹木の指定解除の申し出がございました。急遽、第2回の小委員会を開催することとなりました。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、このような遅い時間帯にお集まりいただきまして、まことに厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催する小委員会でございますが、新宿区みどりの条例第28条の2の規定に基づき設けられてございます。

審議事項は、保護樹木等の指定解除及びみどり公園基金の処分に関することでございます。これらの審議事項について、迅速な判断が必要でかつ、早急にみどりの推進審議会、本会を開催することが困難な場合に開催いたします。

委員は、みどりの推進審議会のうち、会長が指名する8人以内で組織され、委員の過半数の出席により成立いたします。

今回は、保護樹木の指定解除について御審議をお願いしたいと考えております。

それでは、改めまして平成25年度第2回新宿区みどりの推進審議会委員会小委員会を始めさせていただきます。なお、本日の会議につきましては、午後7時までには終了したいと考えております。よろしくお願いいたします。

では、これより議事進行を委員長にお任せしたいと思います。

◎開会

熊谷委員長 それでは、これより平成25年度第2回の新宿区みどりの推進審議会小委員会を開催いたします。

最初に、本日の出席状況について事務局より報告をお願いします。

みどり公園課長 事務局でございます。

本日の委員の出席状況について御報告をいたします。

現在、池邊委員がお見えになっていませんが、本日は8名中現在まで7名の出席によりまして、小委員会は成立していることを御報告いたします。

熊谷委員長 ありがとうございます。

次に本日の資料について事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは本日の資料について御説明をいたします。お手元の資料を御確認願います。

まず、1枚目、議事次第。2枚目は資料1としまして、保護樹木の指定解除について、今回は本日御審議いただく内容でございます。

資料2、新宿区みどりの推進審議会小委員会委員名簿（第11期）。

次に参考としまして、新宿区みどりの推進審議会小委員会について、それから、これも参考ですが、新宿区みどりの条例と施行規則のうち、保護樹木について抜粋したものでございます。

それからこれは、冊子でございます。『新宿区みどりの基本計画』、『新宿区みどりの実態調査報告書（第7次）』、この2冊は後ほど回収させていただきます。

以上でございますが、資料の不足等ございましたら事務局までお知らせ願います。

熊谷委員長 よろしいでしょうか。

◎保護樹木の指定解除について

熊谷委員長 それでは、議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

本日の審議事項は、保護樹木の指定解除となります。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、保護樹木の指定解除について、資料1に基づき担当職員より映像を交えて御説明をさせていただきます。

申しわけございませんが、室内の明かりを暗くさせていただきます。

事務局 それでは、担当宮田のほうから説明させていただきます。座らせて説明させていただきます。

平成25年4月24日から6月13日までに、保護樹木の指定解除の届け出がございました案件について、御説明申し上げます。

今回の指定解除申し出件数は2件、解除本数は3本でございます。

ほかの案件につきましては、届け出、申し出等ございませんでした。

保護樹木の指定解除につきまして、具体的に1件目ですけれども、平成16年度に指定しました、百人町一丁目のヤエザクラが指定解除の申し出がございました。幹周りが1.3メートルで、衰弱し、枯死したために指定解除の申し出がございました。

2件目が中井二丁目に生育している保護樹木2本になります。

1本目は昭和48年度に指定しました、幹周り2.2メートルのソメイヨシノと、2本目は平成9年度に指定しました、幹周り2.2メートルのサトザクラです。建てかえ計画の支障となり、移植場所の確保も困難であるために、指定解除の申し出がございました。

具体的な場所でございます。画像が少し見にくくて申しわけありません。

1件目は、百人町一丁目のヤエザクラ、衰弱して枯死したものはこちらになります。一番近いのは、JR大久保駅、山手線の新大久保の間の場所でございます。こちらがヤエザクラ1本。

また、2件目は中井二丁目のソメイヨシノ、サトザクラ、計2本が案件として上がっております。

それでは、具体的に写真で御説明いたします。

百人町一丁目のヤエザクラでございます。

民地敷地内に生育しているヤエザクラです。平成16年度、幹周り1.34メートルで高さ7メートルのものになります。南北方向で枝張りが5メートル、東西方向で7メートル、幹が腐朽しており腐朽部にはキノコが出ております。幹肌はコケが多く付着しており、葉が1枚も出ていない状況です。生育箇所も問題もなく、葉もついていないことから、腐朽原因については不明です。

所有者からは、3年前までは春になるとたくさんの花をつけていたということですが、3本立ちのうち、2本が枯れてしまい、昨年度、造園業者に見てもらって、経過観察していたんですけど、昨年は一枝のみが花が咲きまして、今年度になって全く開花せず、新芽も出なかったということでございます。枯死したために指定解除の申し出がございました。

この桜は、昭和22年からあったもので大切に育ててきたということで、非常に残念だというふうに申しておりましたけれども、倒木による近隣への迷惑が心配であるために早急に対応したいということで指定解除の申し出がございました。

2本目は中井二丁目のソメイヨシノとサトザクラでございます。

敷地の形態がこのようになっておりまして、前面が区道になっております。こちらが道路

になります。2-1こちらが、ソメイヨシノ、2-2こちらがサトザクラになります。

2-1、樹種のソメイヨシノにつきましては、先ほども申し上げましたが、指定年度は昭和48年度、幹周りが2.2メートルです。高さ、約7メートルで葉張りが南北方向で2.5メートル、東西方向で7.5メートル、状況としましては、頭頂部を詰めてございまして、こちらです。コスカシバの痕跡が幾つか見られております。葉の大きさ、密度とも異常はございませんでした。

2本目のサトザクラです。平成9年度に指定されたもので、幹周り2.2メートル、こちらでも高さは約7メートルになっております。南北方向で葉張りが10メートル、東西方向で6メートルございまして。頭頂部をやはり詰めてございまして。腐朽した幹がございまして、その部分からアリの痕跡が見られております。葉の大きさ、密度とも異常はございませんでした。こちらのほうは少し盛り土した状態の上に生育している状況でございまして。

所有者からは、平成24年の6月、約1年前より相談が来ておりました。敷地分割して建てかえるために指定解除を検討されておりました。区からの要望を受けまして、保護樹木を残すプランも検討していただいておりますけれども、当敷地内に3棟の戸建て住宅を建てることになりまして、指定解除の届け出がございました。

敷地面積が約350平方メートルで、120平米弱ずつ3棟をつくりまして、南側は駐車スペース6台を予定しております。2棟が親族で使用し、1棟を貸すことで検討中と聞いております。

対象敷地の地盤高ですけれども、約30センチほど前面道路より上がっておりまして、今回の建てかえに伴い、地盤を下げる形でこのラインでそろえるというふうに聞いております。前面の壁はすべて撤去し、内部の樹木を先に撤去した後、解体工事に入りたいということでございます。6月の中旬に解体工事をするということでございます。

以上、2件の届け出がございました。

本委員会で承認されますと、保護樹木の件数は269件、1,057本から2件減りまして、267件1,054本になります。

以上で説明を終了いたします。

熊谷委員長 ありがとうございました。

以上、事務局より説明申し上げましたけれども、ここで御質問や御意見がありましたら委員の方から御発言をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

金田委員 お願いします。

金田委員 みどりの条例の第15条の(2)に、保護樹木等が滅失し、または枯死したときという項目がございますので、これは枯死したという届け出があつて、これはいたし方ないのではないかという気がいたしますが、いかがでしょうか。

熊谷委員長 ありがとうございます。百人町のほうの件ですね。あれについては、今年花が咲かないということなんですが、御専門の椎名委員から見ていかがでしょうか。

椎名委員 よく見ていないからわからないんですけども、ちょっと質問があるのは、このお宅はこれ以外に保護樹木というのがありますか。これ1本だけですか。

事務局 はい、1本だけです。

椎名委員 1本だけですか。ちょっと、わからない……キノコ出てましたか。

事務局 枯死した枝にはキノコが出ていたんですけども、全体的に枯死していますけれども、幹の部分には出ていないですね。

椎名委員 出てない……ちょっとあれがね、下のほうには出てなかったですか。

事務局 ええ。根元部分には出てなくて、枯死した枝先にカワラタケのほうが出ていました。

椎名委員 カワラタケだとこんなに全体にはいかないと思うんですね。部分的に、むしろ細いですし、3年間でってちょっとわからないですけどね。あとは、考えられるのはナラタケのたぐいとか、この立ち姿のままいつちやうというのはそういうのがありますね。ちょっと調べてみないとわからないですね。

それと、全く関係ない話なんですけれど、これ、16年にヤエザクラが指定されて、それからもう一つ2件目の平成9年にサトザクラを指定していますね。それで、これは所有者の申告制度だと思うんですけど、それならいたし方ないと思いますけれど、一般的に言えば、やっぱりサトザクラで統一されたほうがいいのかと思います。

ヤエザクラのほうは、いろんなヤエザクラがありますけれど、ヤエザクラというのはちょっと名称としては余り好ましくないですね。やっぱり分類的にはサトザクラというものです。八重になっているものもあるんですけど、形態の話ですから、申告制ならしよがないと思うんですけど、そこらへんちょっとどんなお考えでやっているのかということをお聞きしたいと思いました。

熊谷委員長 何か事務局から今の御質問に対して。

みどり公園課長 椎名委員の御指摘のとおり、植物の正式な名前としては、サトザクラということなんでしょうけれども、申告制といいますか、そのときの所有者の方からの申請時に記載していただくというような形でやっておりました。

今後、例えば申告制の部分の名前とは別に、分類的にはどうなるのかということもあわせて記載するような、そういった形で考えたいなと思っております。

椎名委員 前にもありましたよね。前のときにもあれは何でしたか、エノキかケヤキか何かでやりましたよね。それをどうするかという話だけですけれどね。持ち主の申告ですからそれはそれでいいんですけど、ただこういうふう判断する場合に、木の名前があると、やっぱり違っていると考え方が違いますので、何かそういうやり方をお願いしたいと思います。

熊谷委員長 御指摘をいただいたのを今後生かすように事務局をお願いしたいと思います。少なくとも、この小委員会から審議会にかけるときには、正式名称で括弧して届け出のお名前を入れるとかそんなふうに扱っていただければと思いますのでよろしくをお願いします。

ほかに何かございますか。

輿水委員 百人町のほうは枯死ですから、金田委員のおっしゃるように枯死したわけですから指定解除、これはやむを得ないと思いますが。

その前にちょっと、こういうことが今後ずっとあるわけですから、しっかりと確認をしておきたいことがあるんですけど、この百人町のほうは3年前から衰弱していたと、造園業者に見てもらったと、経過観察をしたと、それで枯れたというわけですね。その間、何も手当てはしていないようですね。ここが一つ問題ですね。3年で枯れてしまったわけですが、その間徐々に傷んできているような御報告がさっきありましたから、やっぱりきちんと手当てをする、何か処置を施すというようなことを当然なきゃいけない。それは所有者の責務として必要だろうと、ただ見守っていて、枯れました、指定解除ですというわけにはいかない。

それともう一つ、これも難しいんですけども、所有者のほうから保護樹木が少し弱ってきたぞ、危ないぞということの報告なりを、できるだけ区のほうに上げていただけるようなことがほしいですね。そうしますと、第14条2で区は所有者に対して維持管理に必要な技術上の指導を行わなければいけないと、区のほうからも積極的に何とかしなさいと、あるいは技術的にこうしたらいいんじゃないのと、助言なり指導ができるようになっていきますから、できるだけ所有者の方には、弱ってきたらできるだけ早くに区のほうに御連絡くださいと、もし可能なら、区のほうからも助言なり、指導ができますからよろしくというようなことで、やっぱりちゃんとしておいたほうがよくて、黙って観察していたら枯れました、指定解除ですってというのはそろそろやめにしたいなという気がしますが、そのあたり今後のことも含めていかがでしょうか。

みどり公園課長 前回の小委員会のときにも、指定解除のあり方については、いろいろな宿題をいただいております。今、副会長からもお話があったとおりですね。区も定期的な、今のところ年に1回ですけれども、状況報告をいただいている中で、どういう状況ですかというこの話はさせていただいていますけれども、今回の事例を踏まえて、さらに区も樹木医、専門家がおりますので、樹木医を派遣して見てもらうといった対応もできますので、そういったことも含めてアナウンスしていく方法があるのではないかなというふうに考えておりますので、そこら辺もあわせて検討したいと考えております。

事務局 ちょっと追加で御説明させていただきます。

保護樹木につきましては、平成18年度から私ども区のほうで維持管理の直接的な支援を行っております。これは、剪定のほかに樹木医による診断も行っております。昨年度は3件、一昨年度は5件の保護樹木の診断をいたしました。この中で例えば倒木しそうだとか、あるいは弱ってきたとか、そういったものについて、レジストグラフ、木の中に穴をあけたりですとか、そうしたことも含めて診断させていただいております。

ただ、その後、どうすれば生き返るかということは、私どものほうでもアドバイスをしたり、業者のほうを紹介しているところでもありますけれども、今回の件につきましては、私どもも見逃しておりました、そうした手当てができなかったというところは、反省しているところでございます。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

以前に比べると本当に事務局サイドは親身になって保護樹木についての管理をしていただいているので、ぜひさらにもう少し、大変でしょうけれど努力を続けていただきたいと思います。大事なことは、これは長い年月をかけていく作業ですので、事務局の皆さんが異動になってかわられたときにも、次期の部長、課長さんへ必ず継いで申し送るようにしていただけたらと思います。

私たちも、その点については注意して、事務局及び委員の方にもお願いをして、かつ理解をしていただけたらと思います。こういう結果的なところで議論をするとなんとなくむなしなのでその辺もぜひよろしくお願ひしたいと思います。

百人町の件は指定解除された場合、伐採するのでしょうか。それとも枯死したままにするのですか。

事務局 近隣との距離が近いので、できれば台風時期の前に切ってしまいたいということです。

熊谷委員長 その伐採の費用はどうか。

事務局 伐採の費用は御本人負担でやっていただくことになっています。

熊谷委員長 本人ね。大変だね。

伐採した後にまた植えるなんて話はないの。

事務局 違う木を今検討しているということなんです、どのような菌で衰弱して亡くなったかわからないので、場所を少しまだ敷地内に余裕があるので、ちょっとずらして違うものを植える予定だと聞いております。

熊谷委員長 こういう方は珍しいですよ。普通は枯れたらすぐに切ってしまうて、その後で本委員会に報告を上げて、枯れました、切りましたっていうのが多いんですけども、こういう本当にちゃんと手続を踏んでから切っていて、さらにその後に樹種は別にしても樹木を植えるという、そのような方については、それが育って将来保護樹木になる、ならないは別にして、そういう緑に対して、関心とそれなりの努力をさせていただいている方には何か、このみどりの課でも、できれば区長でもいいから何かそういうことを表彰まではいなくても、きちんと評価をしてあげられるようなシステムをぜひつくっていただきたいと強く思います。

それからもう1件の中井の件ですが、これは100坪ぐらいの大きいお宅ですよ。それを分けるんですから、道路側から見ると、たまたま2本が保護樹木になっていますけれど、あれの列状に植わっている緑のボリュームというのは、町並みではすぐれた緑だというふうに私は思うんです。多分、保護樹木は2本ですが、残りの樹木も切っちゃうと思うんですね。特に前を駐車場に全部したいということですから、そうするとさっき2本だけでも南北7メートルと10メートルぐらいですから、ずらっと見ると20メートルぐらい緑が一気になくなるので、こういうことについても、どうなんですかね。

これは、樹林にはちょっと指定できないんですけど、やっぱりこういういろいろ本気になって緑を保護していこうということを考えると、こういう場合も何かね。大変でしょうけれど、例えばその敷地の両側にはもう一回でかい木を植えてもらおうとか何か、できるだけ同じところには無理でしょうけれど。

駐車場といわゆる住宅の建物との間に、多分細かい小さな木は植えていただけだと思うんですけど、この道路側の両側ぐらいには、1本か2本植えていただけたらと思いますけれど。

輿水委員 会長のお考えに全く賛成なんですけれども、もうちょっとむちを打たないといけないと思うんです。

中井のケース、このケースは余り同情の余地がないというか、個人の方のやむを得ぬ事情があったのかもしれませんが、3分割して親戚の人が住むと、そういう厳しく言うと個人の都合ですよ、で、木を切ってしまうと。これはペナルティがある、自分の都合で保護樹木を切ってしまうという、ペナルティを与えなければいけない。

じゃあ、どういうペナルティがいいかという、今、会長が言ったように、あいている両側のところで、車の出入りとか、建てかえた新しい建物に支障がないところに、もう一度ちゃんと将来保護樹木になれるぐらいの立派な木を育てるようなこと、ちゃんと緑化してくださいと、そういう指導なり、これはもしかしたら義務ということで、ペナルティを与えなければいけないと。さらに厳しいペナルティだとすると、せっかく保護樹木で指定をして、ちゃんとお金を差し上げて管理していただいていると、それを個人の都合で勝手に切っちゃうと、今まで渡したお金を返せと言ってもいいくらいですよ。

区民の大事なお金を差し上げて、一緒に守ってくださいと言っていけば、もういいから切っちゃいますと、今まで払ってきたお金は一体何なんだろうかと、そういうようになりますと、怒る区民がいるかもしれない。知らないから黙っているわけですけど。僕はその場合には、もちろんそんなことは言いませんよ、ここだけの話ですけども、お金返せっていう話だって、なくはない。もっとも厳しい罰としてね。

次の罰は、やっぱり新しく植え直してくださいと、両側に大きくなる木をですね。このぐらいのペナルティがあってもいいんじゃないかなと私は思いますけれど。

渡辺委員 私はむしろ、建てかえて3件、結構今厳しいんですよ、相続とかいろんな点で。そのときに屋上庭園をつくっていただくとか、緑をそのぐらいの緑をまた植えてほしいですね。で、育てて。樹木というのは結構大きくなるから、1本植えると場所とりますよね。それなので、もうちょっと工夫して緑化に努めていただきたいと思います。

熊谷委員長 ありがとうございます。

椎名委員、お願いします。

椎名委員 あれですよ。何かそういう後継樹というんですか、そういう制度があってもいいのかもしれませんが。この人にもし、意思があるのなら。緑をただ万やむを得なくて、相続ではなさそうですから、経済的な事情とかおありなんでしょうけど、でも緑を生かそうという意思が、さっきの枯れた方は、これからも残念だとおっしゃっていますから、この方にもそういう意思があるのならば、それを吸い上げるような仕組みをやっぱり考えていったほうがいいかもしれないですね。後継樹とか、シンボルツリーとか何かわかりませんが、

やっぱり建前だけでも緑を残してほしいみたいな、残念ですみたいなことをおっしゃるかもしれませんが、そういう制度もあっていいのかなと思います。

それとあと、先ほど、百人町のほうですけれども、後継樹を植えるという話がありましたけれど、樹木医さんがいるから余計なお世話なんですけれども、9月ぐらいに、切り株は残っていると思うんです。切り株までやらないと思うんですね。9月ぐらいに根元を見てください。そのときにキノコが生えているとナラタケ類の可能性があるので、そうすると中は随分、根腐朽なので、根からうつるんですね。そうすると伐根してちゃんとしないと、次に植えた木もかかっちゃいますので。

それともう一つは、今はあれでしょうけれども、今の時期根元をよく、何かかかっていたね、今、ビニールの袋みたいな。ちょっとわからないですけれども、何かいろんなものが根元に置いてありますね。あれをちょっとどけて見てください。もしかしたら紋羽の可能性もあるので、紋羽の糸状菌みたいな糸みたいなものが下からずっと上がってきて、白とか紫とかありますので、そうしますと土壤に伝搬していきますので、それはしばらく植えられないですから、一生懸命やろうとしているのに、何かあれなんで、ちょっとそこら辺も樹木医さんによく見てもらったほうがいいと思います。

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは城倉元課長にぜひ樹木医の腕をふるっていただいて。

根元のあれは肥料袋ですか。

事務局 防犯用の砂利でした。

奥に家がございましてけれども、ここが全てお庭になって家のほうが小さいぐらいなんです。ここにずっと敷いて多分音を出して防犯上につとめるという感じです。防犯砂利が置いてございました。中にはほかにも梅の木とかあったんですけども、梅はかなり御自分で切られていて根も大きい形で残っていて、保護樹木の指定には値しませんけれども、緑は結構あるお宅でした。

熊谷委員長 ほかに何かございますか。

どうぞ。

福田委員 素人でわからないんですが、この百人町の桜なんですけれども、最初植えられたのが昭和22年とおっしゃっていましたが、ということは65年になっていますよね。これで、このヤエザクラというのは、椎名先生にお伺いしたいんですけど、寿命というのはどれぐらいなんですか。

椎名委員 案外ヤエザクラは短いですね。何の種類だかによりますけれど、ですから八重でもヤエベニシダレみたいなですと、エドヒガン系ですと長生きですね。ただ、それ以外のフゲンゾウとかカンザンとか、そういうのだと案外弱いですよ。でも、よくもっていますよね。樹形からいうとちょっとサトザクラとしてはちょっと違って、剪定しているんでしょうね。ちょっとわからないですよ。花が咲いてみないとわからないですよ。

福田委員 だんだん花が少なくなって、今年一枝だけということだったんですけどね。

椎名委員 ただ枝先のところに何かちらちらありますね。あれは何でしたか。前年の葉っぱの枯れたやつがついているんですか。

事務局 ツタ類が繁茂して上がってきたもので。

椎名委員 そうですか。はい。

そんなにもつものではないですね、サトザクラ系は。

福田委員 ということは、これは人間でいえば大往生と見ていいわけですね。この年代まで来れば。

椎名委員 でも3年でそういうふうになったというのはあれですね。だんだん枝が少なくなってくる状態になってきますので、普通は。それで枝がかなりありますので、ちゃんとしていますから、剪定もしている割には枝もちゃんと出ていると思うし、それであそこら辺の例えば左側の真ん中辺ぐらいの枝はかなり伸びていますね。新枝がびゅっと。ですからこれは大往生というわけにはいかないですね。これは何かの理由で。

ですから私はちょっとあれしたのは、こういうのだと紋羽病という病気が一つあるんですね。白紋羽、紫紋羽と2つぐらいあるんですけども、それかナラタケ、市街地だとナラタケモドキという菌がつくとだんだん枯れていきますけどね。それでこういう状態で立ち枯れた状態になるんですよ。腐朽っていても中を空洞にするのではなくて、根にどんどん伝搬して行って、やはりこういう状態になることが多いですね。それ以外も当然考えられますけれどね。ただ、大往生とはちょっと言えないです。かわいそうですね。

福田委員 大往生じゃなきゃかわいそうなんですけど、素人的に見て、この木は危ないよとか、人間でいえば1年1回の定期健康診断というのがあるので、18年度から新宿区のほうはおやりになっているということですけども、健康診断の前に、お元気ですかみたいな元気シートみたいなものでチェックを入れて素人でも判断できるようなチェックシートみたいなものを、指定樹木の御家庭で一般の素人が判断できる、例えば枝がどうなったとか、葉っぱの落ちがどうだったとか項目をつけてチェックしてこちらのほうに出していただいて、本数から

したら数があるので大変なんでしょうけれども、そういう指定を受けた方のほうと少しでも管理というんですか、自分の自覚を持っていただく意味でもチェックシートあたりのものを提案されてみてはいかがかなと思った次第です。

以上です。

熊谷委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

何かどどん事務局での宿題がふえていくようですけど、新宿区の緑を新しくふやすというのは大変に厳しい状況があります。たまたま今の時期、23区で世田谷とかいろんところが緑で競い合っていますけれど、緑被率とか何かがふえたとか、新宿区はそういうところと違って、新しくふやすことは非常に厳しいので、新宿区としては保護管理をして、今ある緑をどうやって育てて、そして長らく永続的に少しでもということに切りかえていかないとだめだと思います。

ということは、今のみどりの課の持っている予算の5倍ぐらいの予算をそれなりにきちんと要求しないと、こういうチェックするには人手が結局かかるわけですし、ただチェックしてチェックしているだけという、区民の方も憤られますから、チェックしたらチェックした結果についてちゃんとフォローできるような予算的措置が必要だと思いますし、それから樹木医の方が何人も現場に行ってみていただいて、それなりのサジェスチョンをしても、それをどうやって現場の方がやるかという、保護樹木だからといって、すべてを自分で負担するというのはこれも大変でしょうから、新宿区の場合はそういうのにどどん区が積極的にお金を出すと、それから区民の安全のためにこういう樹木を伐採するときには、保護樹木の場合には伐採費用の一部についてはリーズナブルな場合はきちんと補助するとか、何かそういうふうにして区全体で緑を守ることに非常に頑張っているということを区民に知らせることのほうが大事なので、そういうニュースをどどん発信する必要があります。実は中井のここでこういう緑を残していただくために、区はこういう指導をし、予算をしたというものをどどん新聞などへニュースを流すようなそういう工夫もしないといけない。どうもみどりの課というのはひっそり穏やかに過ぎているので、多分こういうような議論を皆さんがここでしていただいていることは、区民の方はほとんど知らないと思いますよね。

それから、みどりの課が実際にどういう活動をして、大変な思いをされて半分は区民の苦情を一手に引き受けて、それから逆にこういう方たちに対する手当てが何となくもう一つ、事務局の人たちも満足できないような、そういう状況というのは、私はもう変えないといけ

ないので、次の本委員会にはそういう話を審議委員会としてそれなりに提案するというか、要望するというか。事務局からという話ではなくて、それなりにみどりの審議会が、もう20年ぐらいたちます。平成3年からですから。

だから20年の総括として見守ってきて、これをきちんと審議会の役割としてこういう結果で要望すると、変えるんだというようなことで、できればこの条例も変えるということを審議会の提案として、区長宛てに出すとか、そういうような方向へ向けていただかないと、何となく私は会長として、委員の皆さんが何となく集まって一生懸命議論をしていただく割には、靴の底から足をかいているようなもどかしさというか、一部の区民の方たちに、副会長の言うペナルティ的な厳しいことを言う必要もあるけれども、我々がもっと区民の全体に実際にみどりを守っている人たちの苦労とか、そういうのを理解していただくような、そういう活動も必要かなと本当に思いますね。

渡辺委員 今までは必ず解除いいですかというと、しょうがないからそうしましょうとなりますけど、今、会長さんがおっしゃったことは、本当は取り上げられても、すごくすばらしいことだと思います。

数年前に私の住んでいる笹笠地区は緑の緑被率が少ないということで、ぜひふやしなさいということをしていただきまして、少しずつふえているんですね。ですから、みどりの課の方の御努力がちょっとずつ実ってきたのかと思っておりますし、地区協議会というところで、みどりのセクションがあるんですけど、そこで私は入っております、毎年1回、秋に表彰式をやっておりますけれど、もしよろしかったら今年御案内いたしますので、ぜひ御見学にいらしてください。

熊谷委員長 部長、課長ぜひ。

椎名委員 先ほど福田委員さんがおっしゃったとおりだと思うんですね。やっぱり、持ち主の方、特にこの百人町の方はすごくそういう意思がおありの方ですので、そういう方に樹木の健康状態なんかがわかるようなというんですか、一緒になって樹木医がいて、そこに任せればいいんだということではなくて、その持ち主の方がわかるような形で、次のステップに行くときには、樹木医とか区の職員とかが行く、けどもとは皆さんと一緒にやりましょうみたいな、そういう仕組みというんですか、そういうのが必要なのかなと思いますね。

千何百本ですか、一人一人の持ち主の方が全部そうではないとしても、やっぱり今ある状態では皆さん守ろうとしているわけですから、そのところ引き出すような仕組みというんですか、先ほどのわかりやすいアンケートみたいなものもいいと思うんですね。全部が出し

てこなくても、何人か出してくれば、そういう人たちをさらにいろいろ一緒になってやれるような、樹木医が見ればいいということじゃなくて、その人たちも見てもらう、次の段階に行くときは区の職員なんかがあればいいとか。そういう一緒になってやる仕組みみたいなものがある、そういう人たちがいて、あと区民をうまく巻き込んでいくみたいな仕組みとか、そういうものがあつたらいいのかなという気がします。

熊谷委員長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

一応、なければ本件の審議事項について2案件出ておりますけれども、本日御審議いただいております保護樹木の指定解除につきましては、審議の結果、お認めをいただいて、今回は指定解除ですけれどもお認めをいただいてよろしいでしょうか。

はい、どうもありがとうございます。

それでは、御異議がないようですので、当小委員会の結論としては、本日の審議事項については認めるということにさせていただきます。

本日の審議の結果及び経過につきましては、次回のみどりの推進審議会に報告をさせていただきます。

◎その他

熊谷委員長 それでは、その他連絡事項などについて事務局よりお願いをいたします。

みどり公園課長 事務局でございます。

きょうも活発で前向きな議論をいただきました。私どももなかなか民有地の緑をふやしていくというのは、持ち主の方と一緒にやっていく必要もございます。なかなか区が手を差し伸べるというところも限界はあるんですが、いろんな仕組みを考えながら、取り組んでいきたいと考えてございます。

では、連絡事項を最後に申し上げたいと思います。連絡事項でございます。

次回のみどりの推進審議会でございますけれども、9月の上旬ごろを目途に開催をしたいと考えております。委員の皆様には改めて文書で通知させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

◎閉会

熊谷委員長 ありがとうございました。

本当にお忙しいところ、こんな時間外の時間に集まっていただきまして、ありがとうございました。

それでは、本日の小委員会はこれで閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後6時46分閉会